平成31年千葉市教育委員会会議 第1回臨時会会議録

千葉市教育委員会

平成31年千葉市教育委員会会議第1回臨時会会議録

日時 平成31年3月8日(金) 午後2時00分開会 午後2時25分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員	教	育	長	磯野	和美
	委		員	中野	義澄
	委		員	和田	麻理
	委		員	小西	朱見
	委		員	千葉	雅昭
	委		員	藤川	大祐

出席職員

教 育 次 長 神﨑 広史 教育総務部長 布施 俊幸 学校教育部長 裕志 伊藤 生涯学習部長 潮見 尚宏 務 課 國方 俊治 総 長

教育職員課長 武 大介教育指導課長 中嶋のり子教育職員課教職員担当課長 山下 敦史総務課総括主幹 石井美代子総務課長補佐 大須賀隆之

書 記 総務課総務班主査 高桑 太綱総務 課 主 査 補 今井 純子

総務課主事西山理沙

1 開会

磯野教育長より開会を宣言

2 会議の成立 全委員の出席により会議成立

- 3 会議録署名人の指名磯野教育長より和田委員を指名
- 4 会期の決定 平成31年3月8日(1日間)ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定議事日程を全委員異議なく決定
- 6 非公開審議の決定 議案第7号及び報告第5号を非公開審議とする旨決定
- 7 議事の概要
- (1) 報告事項

報告事項(1) 千葉市文化部活動ガイドラインについて 中嶋教育指導課長より報告があった。

(2) 議決事項

議案第7号 職員の人事について

教職員担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(3) 臨時代理報告

報告第5号 職員の処分について 教職員担当課長より報告があった。

(4) 発言の要旨

報告事項(1)千葉市文化部活動ガイドラインについて

磯野教育長 報告事項(1) 千葉市文化部活動ガイドラインについて、教育 指導課長、説明をお願いします。

中嶋教育指導課長 「千葉市文化部活動ガイドライン」について報告いたします。 まず、策定の経緯です。昨年7月に「千葉市運動部活動ガイド ライン」を策定し、10月から運用しています。その際、文化部 活動に関しても、運動部活動ガイドラインを準用して実施してお ります。

今回、12月末に文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、それを受けて、「千葉市文化部

活動ガイドライン」を策定しました。

ガイドライン策定の趣旨については、4ページ後半をご覧ください。

文化庁から示されたガイドラインと「千葉市運動部活動ガイドライン」をもとに作成しました。主な違いは、「運動部活動ガイドライン」がスポーツ医・科学の観点を含めて作成したのに対し、「文化部活動ガイドライン」は、長時間の活動が生徒の精神的・体力的な負担を伴うこと、生徒のバランスのとれた生活や成長のために一定の休息をとりながら進めることが必要という点から作成しました。

次に、7ページをご覧ください。

(4)適切な休養日等の設定ですが、四角囲いの中にあるように、「平日は2時間程度」、「休業日は3時間程度」という活動時間は、文化庁及び千葉市の運動部活動ガイドラインに則しております。その下の、休養日の設定についても同様にしております。これらの数値は、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるようにとの考えから設定いたしました。詳しくは7ページ下部の脚注※3に示してあります。

また、学校内において部活動の種類によって活動時間が違うことは、学校運営上、不都合を生じることから、「運動部活動ガイドライン」に準じた時間・日数としてあります。

教育指導課からの説明は以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございました。

では審議に移りますが、質問等含め、何かございますでしょうか。中野委員。

- 中 野 委 員 吹奏楽部など、日曜日もなく練習しているというのはよく聞いていましたが、そういうことはなくなるということでよろしいでしょうか。
- 中嶋教育指導課長 1月の調査の集計によりますと、1校のみ吹奏楽部で休養日が取れていない状況でしたが、その学校も、平日に休養を取っております。今後も、ガイドラインに則って時間内での効果的な部活動について指導を進めてまいります。

磯野教育長 藤川委員。

藤川 委員 運動部のガイドラインとあまり変わらないと理解しているのですが、運動部のガイドラインと違う重要な点というものがあれば教えてください。

中嶋教育指導課長 大きな違いは趣旨です。運動部の方はスポーツ医・科学の観点から、文化部活動の方は、子どもたちの精神的、肉体的負担のことを考え、バランスのとれた生活を送るためという趣旨が大きく違っております。

磯野教育長 そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

磯野教育長 次に、議案第7号及び報告第5号に係る審議に移りますが、 以降の審議につきましては、非公開となりますので、あらかじ め指定した職員を除き、それ以外の職員は、退出をお願いしま す。

(あらかじめ指定した事務局職員以外、退出)

議案第7号 職員の人事について

教 育 長 教育職員課教職員担当課長、説明をお願いします。

教職員担当課長 当該議案は平成31年3月31日付け、及び同年4月1日付 け千葉市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び副校長、 教頭の管理職人事発令につきまして、千葉市教育委員会組織規 則第8条第4号の規定に基づき、議決を求めるものです。

本年4月1日付の管理職の人事発令におきましては、「平成30年度末及び31年度公立学校職員人事異動方針」に基づき、特に次の事項に配慮いたしました。

- (1) 大幅交替期を踏まえ、特に責任感と管理能力に優れ、高い識見を有した管理職の登用に努めたこと。
- (2) 本市学校教育の安定的運営のために、今年度より再任用校長を3名登用したこと。
- (3)教育効果を高め、調和的な学校運営が行われるよう、適材適所の管理職人事を推進したこと。
- (4) 女性管理職の登用について、積極的に推進したこと。 主に本年度は教頭職でございます。

なお、管理職登用にあたり、原則、同一校での昇任は行って おりません。

それでは、「校長の部」から説明いたします。

まず、退職ですが、「小学校、藤田 孝明」はじめ49名です。内訳としては、小学校33名、中学校16名であり、そのうち「大森小学校、黒川 章子」はじめ8名の女性校長が退職となります。なお、定年退職校長49名の平均の校長職在職年数は、

約4年となっております。

次に、2ページにあります、新任ですが、「坂月小学校、植草奈保美」はじめ、45名を昇格させたいと考えます。内訳としては、小学校31名、中学校12名、特別支援学校2名です。新任校長のうち、最年少は、「高浜第一小学校、川名 正雄」はじめ2名の 歳、 歳の校長は、「大宮小学校、熊野 敦」はじめ17名です。また新任校長の平均年齢は、55.9歳です。

女性の登用ですが、新任校長は9名で女性校長の全体の数は 24名となり、昨年度より1名の増となります。

次に、転出ですが、県との人事交流を終えて、「小谷小学校校長、内山 尚文」が市原市立国分寺台小学長として転出し、新たな交流として、現「高洲第三小学校 教頭、海老原 研二」が、市原市立辰巳台西小学校へ、「花見川小学校 教頭、澤田 英朗」が、市原市立若葉小学校へ、「教育支援課、主任指導主事 石田信之」が、市川市立幸小学校へ新任校長として赴任いたします。

また、転入ですが、人事交流を終える、「浦安市立富岡小学校長、橋本 高良」が北貝塚小学校長として転入いたします。さらに、採用ですが、こちらも県との人事交流で「八千代市立村上東小学校 教頭、木梨 朋幸」を、都賀の台小学校長として、採用するものです。

次に、配置換えですが、「蘇我小学校、渡邊 浩幸」はじめ 20名です。内訳ですが、小学校15名、中学校5名です。

次に、再任用校長ですが、「登戸小学校、山本 幸人」はじめ3名を再任用校長として登用しました。内訳は、現任校が2名、配置換えが1名となっております。

次に、行政から学校への配置換えですが、教育委員会から、 再度、校長として学校現場に転任する者でございます。「新宿小 学校、中嶋 のり子」はじめ、8名です。この8名の校長相当職 としての事務局在職年数は、平均約3年となっています。

次に、行政へですが、校長から教育委員会事務局に入る者です。現「大宮小学校、小田 將史」はじめ8名です。これらの者の平均年齢は54.6歳です。8名のうち7名が、本市の教育委員会事務局及び市長部局を経験しております。

ここまでが校長の異動です。校長の異動にあたっては、学校 規模や学校の状況、また校長としての経験年数等を配慮するとと もに、過去に勤務経験があり学区を熟知している学校であるか、 また、研究指定校の有無や生徒指導上の課題等を勘案しながら、これまでの経験や実績を踏まえて適正配置に努めたところであります。また、特別支援学校や特別支援学級設置校については、特別支援教育に長けた校長を配置するなど、配慮したところでございます。

次に、「教頭の部」について説明します。

まず、退職ですが、「更科小学校、新美知明」をはじめ、8 名で、全員が定年退職であります。

続きまして、新任ですが、「寒川小学校、関谷 敦子」はじめ57名です。内訳は、小学校33名、中学校21名、特別支援学校3名で、昇格者の平均年齢は、49.5歳です。最年少は歳で「山王小学校、鳥海 亮」をはじめ5名です。最年長は歳で「養護学校 石塚 直樹」となっております。また、女性の登用ですが、「登戸小学校、村山 京子」はじめ27名です。これにより、平成31年度の女性教頭は今年度の51名から15名増え、66名となります。

次に、転出ですが、県との人事交流を終えて、「高浜海浜小学校教頭、川俣 興一」が市川市立第七中学校教頭で転出し、新たな交流として、現「高洲小学校教諭 村元 孝憲」が市川市立平田小学校、現「教育センター指導主事 内田 法子」が鎌ヶ谷市立道野辺小学校、現「保健体育課指導主事、倉田 恭代」が浦安市立明海南小学校、現「みつわ台北小学校教諭 清宮 正義」が船橋市立芝山西小学校、現「みつわ台北小学校教諭 清宮 正義」が船橋市立七林小学校へそれぞれ新任教頭として転出いたします。また、現「市原市立清水谷小学校教頭 小坂 祐一」が扇田小学校教頭、現「船橋市立南本町小学校教頭 馬嶋 健児」が千草台東小学校教頭、現「船橋市立前原小学校教頭 須永 玲子」が高洲小学校教頭として、それぞれ帰任いたします。

次に採用ですが、千葉県との人事交流により「市原市立京葉 小学校教諭 泉山 靖治」が生浜西小学校教頭として採用になり ます。

次に、配置換えですが、「新宿小学校、伊藤 繁徳」はじめ 9名です。内訳は、小学校7名、中学校2名です。

校長の配置換えと同様、経験年数、教科等の専門性、学校規模等、様々な要件を考慮して、適材適所の配置に努めるとともに、 新任の教頭については校長経験者との組み合わせ、そして、教頭 経験者について新任の校長と組み合わせるなど、校長・教頭の経験年数に応じてバランスのとれた配置となるよう配慮したとこであります。

また、「行政へ」ですが、教頭職から教育委員会事務局等へ 異動する者は、現「稲丘小学校、岡田 直美」はじめ16名で、 これらの者の平均年齢は52.7歳です。

最後に、管理職の推移につきましては、別表のとおりですので、ご確認ください。

以上でございます。

教 育 長 では審議に移りますけれども、質問等含め何かございますか。 教 育 長 よろしいですか。では、ご質問もないようですので、議案第 7号「職員の人事について」を原案どおり可決したいと考えます が、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

教 育 長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

報告第5号 職員の処分について

教 育 長 報告第5号「職員の処分について」、教育職員課教職員担当課 長、説明をお願いいたします。

教職員担当課長 教職員の処分について、ご報告いたします。

本来、教職員の処分につきましては、千葉市教育委員会組織規則第8条4号の規定に基づき、議案としてご審議いただく案件ではありますが、当規則第9条第1項の規定に基づき、臨時代理により処理を行いましたので、ご報告させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

処分年月日は平成31年2月21日です。被処分者は千葉市立 中学校教諭です。

処分内容は、懲戒、減給10分の1月といたしました。

処分理由といたしまして、被処分者は、平成31年1月25日金曜日に、被処分者が所有するUSBメモリーを校外で拾得したという市民からの届け出があり、USBメモリーを紛失していたことが判明いたしました。当該USBメモリーには個人情報である生徒指導に関する記録、前任校の修学旅行参加者の氏名及び写真が含まれていました。USBメモリーに個人情報を保存しないこと、及びUSBメモリーへのパスワード設定を行

うことが、学校で保有する情報資産の取扱いに関する実施手順に定められており、当事者がこれを怠ったことにより個人情報の漏えいにつながったものであります。現在のところ個人情報の漏えいによる被害等は確認されておりません。このような行為は、学校教育に対する市民の信頼を損ね、教職の信用を著しく傷つけたものであり、教育公務員として誠にふさわしくない行為であります。このことは、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第2号に規定するもとの認め、処分するものであります。

教育委員会では、今回の事案を重く受け止めまして、再発防止 策として、教育長名で3月1日付けで文書を発出しました。内 容は、一点目は、全職員を対象に、不祥事防止のためのセルフ チェックのすべての項目を十分に理解させ職員に再度チェック させること。二点目は、年3回の目標申告及び人事考課面接に おいてチェック状況について管理職が当該職員と共通理解を図 ること。三点目は、取り組めていない項目がある場合は、管理 職が指導し注意喚起を図ること。最後に、四点目は、宣誓書に 署名させ校長が、1年間保管すること。を行い、再発防止の徹 底を図ってまいります。以上でございます。

教 育 長 では、審議に移りますが、質問等含め何かございますか。 委員。

委員ご説明ありがとうございます。今回、校長先生に関しては特に処分が無いですが、学校での管理職による指導というか、校務の中での情報管理の在り方については、確認はなさった上で処分をされたのか。これから確認するのか。

教 育 長 担当課長。

教職員担当課長 今回の校長は、4月から着任したものでありまして、懲戒処分に該当しない処分外処分の文書訓告ということで処分いたしました。無くなったものが、それ以前の段階だという部分があります。今、委員が言われたとおり、そこについては、しっかりと職員には注意を払っていただく必要があります。

教 育 長 そのほかどうでしょうか。よろしいですか。

8 閉会

磯野教育長より閉会を宣言